

福利厚生とくしま

平成27年10月1日発行 No. 97



CONTENTS

平成26年度決算の概要（公立学校共済組合）	2
標準報酬月額にかわりまして	3
被用者年金一元化について	4
ジェネリック医薬品をご存じですか!?	4
短期給付一覧	6
給付・年金第二担当からのお願い	7
退職手当について	8
平成26年度「短期人間ドック」の実施結果	9
「データヘルス」の実施が始まりました	10
短期人間ドック・脳ドックの受診についてお願い	10
特定健康診査【受診券】の送付について	11
相談事業をご利用ください!	12
考えていますか?セカンドライフのこと	13

職場で取り組む健康づくり 出前講座	13
共済組合のセミナーに参加して	14
ボウリング大会	14
ペンリレー	15
教職員体育大会	15
平成26年度決算の概要（県教職員互助組合）	16
婚活に興味のある方必見	17
互助組合の公益文化事業について	17
互助組合の福利厚生事業についてお知らせ	18
マジックキングダムクラブ通信	19
ニューイヤーコンサート	19
共済の貸付について	20
公立学校共済組合徳島支部で保有する個人情報の利用目的	20

この夏、健康づくり事業・セミナー等 たくさんの方に参加していただきました!



発行／  公立学校共済組合・(一財)徳島県教職員互助組合・徳島県教育委員会福利厚生課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL 088-621-3175 <http://www.kouritu.go.jp/tokushima/>

ご家庭のみなさんでご覧ください

公立学校共済組合徳島支部

検索

平成26年度 決算の概要

公立学校共済組合徳島支部

公立学校共済組合徳島支部の平成26年度決算が、6月25日に開催された支部運営審議会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

■組合員数等

組合員数、扶養者数等は次表のとおりです。

26年度末組合員数は、8,374人で前年度に比べて170人の減となりました。

また、被扶養者数は6,808人となり、前年度と比べて209人減となりました。

種 別	組 合 員 数			被扶養者	1人当たり 被扶養者数
	男	女	計		
一般組合員	3,235	4,904	8,139	6,665	0.82
任意継続組合員	95	140	235	143	0.61
合 計	3,330	5,044	8,374	6,808	0.81

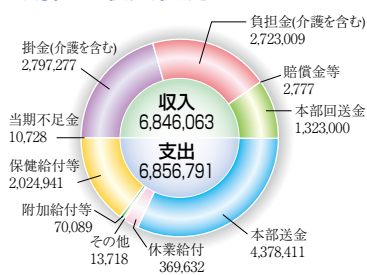
■短期経理

組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡その他災害等に関して法律で定めている法定給付と、法定給付を補完するため共済組合が独自に行う附加給付を支出している経理です。

この財源は、組合員の掛金と事業主である地方公共団体の負担金でまかなわれています。

ただし、任意継続組合員については、地方公共団体の負担がないため、負担金部分も含めて本人が負担しています。

短期経理収支状況 (単位:千円)

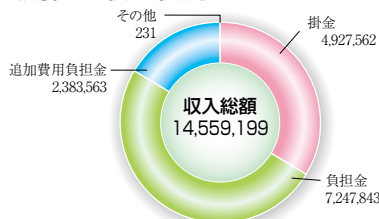


■長期経理

組合員の退職後の生活安定のため、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金の給付を行う経理です。

給付事務はすべて本部で行われ、支部では年金等の進達事務と、掛金、負担金の収納事務を行っており、収入全額を年金の原資として本部へ送金しました。

長期経理収入状況 (単位:千円)



■業務経理

短期経理及び長期経理の支給事務を円滑に運営するための経理で、その財源は地方公共団体の負担金等です。

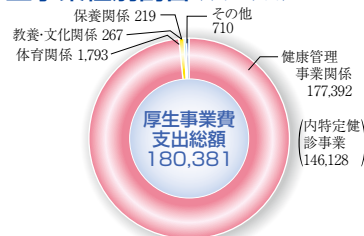
26年度の収入総額は54,347千円、支出総額は54,421千円で、この結果、74千円の不足金が生じました。

■保健経理

組合員とその被扶養者の健康の維持、増進等を図るための福祉事業を行う経理です。

特に健康管理対策事業を重視し、30歳以上の組合員を対象とした短期人間ドック、50歳以上の組合員を対象とした脳ドック検診事業を重点的に実施しました。

厚生事業種別割合 (単位:千円)



■住宅経理

この経理では、地方公共団体の協力を得て教職員住宅の建設事業を実施していましたが、新規の建設計画がなくなったこと等により、平成26年度末をもって廃止となりました。

■貸付経理

組合員が臨時に資金を必要とする場合に貸付を行う経理です。

貸付状況

種 別	件数	貸付額(円)	種 別	件数	貸付額(円)
一般貸付	30	33,300,000	結婚貸付	0	0
住宅貸付	10	62,834,171	葬祭貸付	0	0
教育貸付	8	10,700,000	高額医療貸付	0	0
災害貸付	0	0	出産貸付	0	0
医療貸付	0	0	計	48	106,834,171

掛金率の変更について

平成27年9月分の長期掛金率が下記のとおり変更になりました。

単位:千分率

平成27年8月まで		27年9月
例月給与	期末手当等	例月給与
105.775	84.62	107.9875

※平成27年10月から、標準報酬制の導入により、各経理の掛金率が変更になりました。(参考3ページ)

標準報酬月額にかわりました

※掛金率(千分率) 短期 44.51 介護 5.21 厚生年金 86.39 退職等年金給付 7.5

平成27年10月より給与から控除される保険料(掛金)や年金・短期給付などの算定基礎が「標準報酬制」になっています。

制度開始時(平成27年10月)における「標準報酬月額」の算定方法について

制度開始時は平成27年6月に支給された報酬を報酬月額として等級表にあてはめ、「標準報酬月額」を決定しています。平成27年10月からはこの「標準報酬月額」をもとにして給与から控除される保険料(掛金)や年金・短期給付などを算定します。

平成27年10月の標準報酬月額は、原則として平成27年10月から平成28年8月までの間適用されます。

※報酬とは、基本給と諸手当(扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当等)を合算した額のことです。通勤手当が複数月分まとめて支給されている場合は、1カ月分に換算した金額を用いて計算します。(育児休業中の方などについては、休業前の報酬などをもとに決定します。)

■ご自分の給与明細を見ながら、標準報酬月額を計算してみましょう！

A 給与明細の支給合計 円……平成27年6月の給与明細を見て、確認します。(諸手当を含みますが、通勤手当は除きます。)

B 通勤手当の1カ月分の計算 円……複数月分まとめて支給されている場合はその月数で除算します。

C 報酬月額 円…… A + B

↓

D 標準報酬月額 第 級 円…… C を標準報酬等級表にあてはめます。

※平成27年7月、8月、9月の間に、昇給や通勤手当等固定的給与に変動があった場合は、変動のあった月の報酬に基づき、標準報酬を見直すこととなっています。

標準報酬等級表

等級	報酬月額	標準報酬の月額	等級	報酬月額	標準報酬の月額
1	101,000円未満	98,000円	23	395,000円以上	425,000円未満
2	101,000円以上	107,000円未満	24	425,000円以上	455,000円未満
3	107,000円以上	114,000円未満	25	455,000円以上	485,000円未満
4	114,000円以上	122,000円未満	26	485,000円以上	515,000円未満
5	122,000円以上	130,000円未満	27	515,000円以上	545,000円未満
6	130,000円以上	138,000円未満	28	545,000円以上	575,000円未満
7	138,000円以上	146,000円未満	29	575,000円以上	605,000円未満
8	146,000円以上	155,000円未満	30	605,000円以上	635,000円未満
9	155,000円以上	165,000円未満	31	635,000円以上	665,000円未満
10	165,000円以上	175,000円未満	32	665,000円以上	695,000円未満
11	175,000円以上	185,000円未満	33	695,000円以上	730,000円未満
12	185,000円以上	195,000円未満	34	730,000円以上	770,000円未満
13	195,000円以上	210,000円未満	35	770,000円以上	810,000円未満
14	210,000円以上	230,000円未満	36	810,000円以上	855,000円未満
15	230,000円以上	250,000円未満	37	855,000円以上	905,000円未満
16	250,000円以上	270,000円未満	38	905,000円以上	955,000円未満
17	270,000円以上	290,000円未満	39	955,000円以上	1,005,000円未満
18	290,000円以上	310,000円未満	40	1,005,000円以上	1,055,000円未満
19	310,000円以上	330,000円未満	41	1,055,000円以上	1,115,000円未満
20	330,000円以上	350,000円未満	42	1,115,000円以上	1,175,000円未満
21	350,000円以上	370,000円未満	43	1,175,000円以上	1,210,000円
22	370,000円以上	395,000円未満			

※長期給付(年金)の保険料(掛金)を算定するための標準報酬月額は、上限が620,000円になります。

※平成27年10月より掛金率が変更になっています。公立学校共済組合のホームページに平成27年10月からの標準報酬月額と掛金の額が算定できるExcelファイルを掲載しています。

被用者年金一元化について

年金担当

平成24年8月に被用者年金一元化法が公布されました。

現在、公務員等が加入している共済年金制度は、平成27年10月から厚生年金へ統合され、被用者年金制度が一元化されます。

これは、今後の少子・高齢化に備えるため、年金制度の規模を拡大して財政の安定を図るとともに、公務員と民間企業の会社員が同一の年金制度に加入することで、公的年金制度全体での公平性を保つためです。

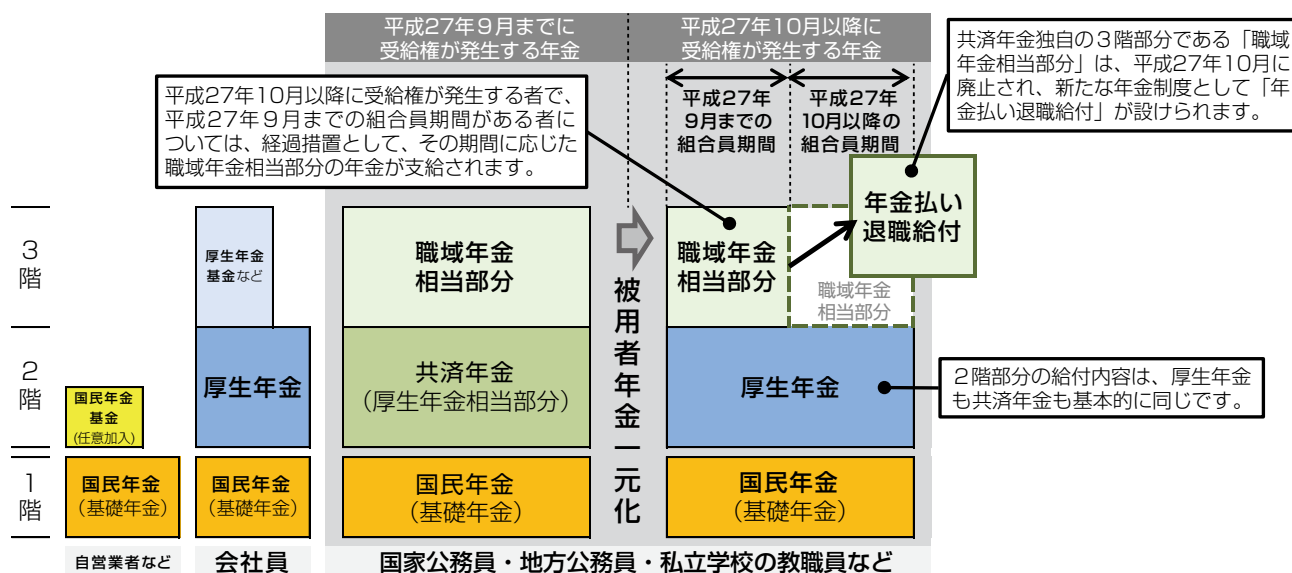
なお、一元化後も効率的な事務処理を行う観点から、引き続き共済組合が組合員の年金記録の管理や年金の支給を行います。

主な変更点

(1) 公務員等も厚生年金に加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一

現在、公務員等は共済年金に加入していますが、平成27年10月以降は厚生年金に加入することとなります。

平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は厚生年金となりますが、共済組合から支給されます。



◆年金払い退職給付

- ①原則65歳から支給。なお、60歳までの繰上げ又は、70歳までの繰下げも可。
- ②退職年金の半分は、有期年金、半分は終身年金。なお、有期年金については10年又は20年どちらかの支給期間を選択可（一時金の選択可）。
- ③受給者が死亡した場合は、終身年金は終了するが、有期年金については残余がある場合に遺族に一時金として支給。

ジェネリック医薬品をご存じですか!?

公立学校共済では、組合員・被扶養者の薬代の負担軽減や医療保険財政安定につながり、今後、医療費や掛金率の伸びが抑えられることから「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。

ジェネリック医薬品の詳細は、こちらのホームページをご覧ください。



厚生労働省「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」
<http://www.mhlw.go.jp/>



日本ジェネリック医薬品学会「かんじゃさんの薬箱」
<http://www.generic.gr.jp/>

(2) 年金の制度的な差異の解消

厚生年金と共済年金は制度間の差異がありますが、基本的に厚生年金に揃えて解消されます。

変更項目	制度	共済年金制度 (平成27年9月まで)	厚生年金制度 (平成27年10月以降)
在職中の 年金支給方法		加入する制度によって 支給停止方法が異なります ○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (給与月額+年金月額) が28万円(注1)を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ○退職共済年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 (給与月額+年金月額) が47万円(注1)を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止	年齢によって 支給停止方法が異なります ○65歳未満 (給与月額+年金月額) が28万円(注1)を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ○65歳以降 (給与月額+年金月額) が47万円(注1)を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
		障害給付も上記同様に停止されます	障害給付は停止されません
障害給付の支給要件		保険料納付要件なし	保険料納付要件あり 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び 保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要
被保険者の年齢制限		年齢制限なし	70歳未満
未支給年金(注2)の給付範囲		遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母) 遺族がないときは相続人	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母 兄弟姉妹または甥姪など
遺族年金の転給		先順位者が失権した場合、次順位者に支給される(注3)	先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない

注1：平成27年度の基準額。賃金や物価の変動により改定されることがあります。

注2：年金受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

注3：遺族年金の受給順位 ●第1順位：配偶者および子 ●第2順位：父母 ●第3順位：孫 ●第4順位：祖父母
例えば、遺族共済年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の要件を満たす場合、その遺族共済年金が第2順位以下である元組合員の父母等に支給されます。遺族厚生年金の場合は、第2順位以下の方には支給されません。

(3) 保険料率は厚生年金の保険料率に統一

共済年金の保険料率(掛金率と負担金率を合計した率)は、現在も段階的に引き上げられていますが、この引き上げスケジュールを法律に位置づけ、平成30年に厚生年金と同じ保険料率の18.3%に統一されます。

(4) 標準報酬制への移行

現在、組合員の給料の掛金は、給料月額(基本給+調整額+教職調整額)に一律25%の手当相当分を加味した掛金率を乗じて計算していますが、一元化後は、給料月額および各種手当(扶養手当、地域手当、超過勤務手当等の手当)の合算額(報酬月額)を基に標準報酬月額を求め、この額に掛金率を乗じて計算することとなります。

(5) 最低保障機能の強化とした年金制度全般の改正

- ① 産休期間中の保険料の免除(施行日：平成26年4月)
次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した場合、年金保険料が免除されます。
- ② 遺族給付の男女差別格差解消(施行日：平成26年4月)
遺族が父子家庭であっても、遺族基礎年金が支給されます。

◆◆◆ 短期給付一覧 ◆◆◆

組合員及び被扶養者が病気やケガ（公務によらない）、出産、死亡等の時に次の給付が受けられます。

平成27年10月より給付金の計算方法が変わります

給付事由	給付名	給付概要	給付額	手続き
病気・負傷	療養費 家族療養費	①組合員（被扶養者）がやむを得ない事情により組合員証を使用しないで受診したとき ②組合員証（被扶養者証）が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めた場合（コルセット等の治療用装具、小児弱視等治療用眼鏡、はり、きゅうマッサージ等） ※①②ともに共済組合が認めた場合	規定により算出した額の7割 ・小学校就学前は8割 ・高齢受給者（70歳以上～75歳未満）は8割 (注) 昭和15年4月2日から昭和19年4月1日生まれの場合は9割	請求書提出（注2）
	出産費 家族出産費	組合員（被扶養者）が出産（流産、死産含む）したとき	404,000円 (産科医療保障制度対象の分娩の場合は16,000円を加算して42万円を支給)	
出産したとき	出産費附加金 家族出産費附加金	出産費又は家族出産費を支給するとき	50,000円	
	傷病手当金 傷病手当金附加金	組合員が公務によらない病気又は負傷により休業し、給料が支給されないとき 【給付期間】 傷病手当金 1年6か月 傷病手当金附加金 6か月(傷病手当金終了後)	1日につき ^(注1) 標準報酬日額 × 2/3	
休業したとき	育児休業手当金	組合員が育児休業をしたとき 【給付期間】 対象となる子が1歳に達するまでの期間（ただし、子が1歳に達した日後、特別な事情に該当する場合に限り、1年6ヶ月に達する日まで延長）	1日につき、 ^(注1) 標準報酬日額 × 67/100 (180日まで) ●給付上限月額：12,982円 1日につき、 ^(注1) 標準報酬日額 × 50/100 (181日以降) ●給付上限月額：9,688円	
	介護休業手当金	組合員が介護休業をしたとき 【給付期間】 介護休業開始の日から3か月を超えない期間	1日につき、 ^(注1) 標準報酬日額 × 4/10 ●給付上限月額：7,750円	
	災害見舞金	組合員が災害により、住居や家財に損害を受けたとき	損害の程度により、 0.5～3か月分 × 標準報酬日額	
死亡したとき	埋葬料 家族埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	50,000円	
	埋葬料附加金 家族埋葬料附加金	埋葬料又は家族埋葬料を支給するとき	25,000円	

◆標準報酬制へ移行することに伴い、休業給付及び災害給付については、標準報酬月額又は標準報酬日額を用いて算出することになります。

(注1) 標準報酬日額 = 標準報酬月額の1 / 22に相当する額

(注2) 請求書の様式は、平成27年10月より新様式になっていますので、公立学校共済組合徳島支部のホームページよりダウンロードして使用してください。

※請求行為（請求書提出）により支給される給付金は、その給付事由が生じた日から2年以内に請求をしなければ、時効により受給権が消滅します。

給付・年金第二担当からのお願い

被扶養者の資格確認をしてください。

被扶養者の収入が認定基準額を超えていて遡及して認定取消することが増加しています。扶養されている配偶者、ご両親、お子さん等の収入額を常に把握してください。認定取消の手続きが遅れますと、既に公立学校共済組合が医療機関等に支払った医療費と給付金を返還していただくことになりますので気を付けてください。

なお、特別認定されている被扶養者については、毎年継続手続きを行っていますが、該当被扶養者等が自営業等されている場合は本年度より手続きの際には、確定申告の写しを添付していただく事となりましたので、よろしくお願いします。

★被扶養者の資格が遡及して取消となる主なケース

収入超過

- ・パート、アルバイトの収入（交通費等も含む）が年額130万円以上だった。
- ・パート、アルバイトの毎月の収入が108,334円を3ヶ月連続して上回っていた。
- ・雇用保険の失業給付が日額3,611円以上だった。
- ・遺族年金、障がい年金など公的年金を受給しており、収入が年額180万円を超えていた。
- ・公的年金以外に企業年金や個人年金等を受給していたことがわかり、年額180万円を超えていた。
- ・年金額の改定により、他収入と合わせた額が180万円を超えていた。

夫婦共同扶養

- ・組合員と配偶者の前年の収入を比較したところ、配偶者の収入が組合員の収入より1割以上多かった。（夫婦共に当共済組合員の場合は除く）
- ・組合員以外の者が、扶養手当又はそれに相当する手当を雇用主から受けていた。

就職等

- ・就職や結婚等により被扶養者が他の健康保険に加入した、又は組合員の扶養の実態がなくなった。

夫婦合算限度額の超過

- ・父母ともに60歳未満……………260万円
- ・上記のうち一方が障がい年金受給者または60歳以上の公的年金受給者……………310万円
- ・父母とともに障がい年金受給者または父母ともに60歳以上の公的年金受給者……………360万円

※父または母いずれか一方が被扶養者のとき、認定されていない配偶者（父または母）の収入も合算されるので気を付けてください。

別居

- ・同居を認定要件としていた被扶養者が別居した。
 - ・別居している父母等への送金がされていなかった、または送金額が少なかった。
- ※別居の被扶養者への送金は必ず組合員の口座から当該被扶養者の口座へ送金してください。

新規認定は要件を備えた時から30日以内に必ず届出をしてください。

被扶養者の認定は、要件を備える事実が生じた日から30日以内に申告すれば、要件を備えた日に遡って被扶養者として認定出来ます。例えば、出産した日から30日以内に申請すれば、その子の誕生日から被扶養者として認定できます。しかし、申告が30日を過ぎて届出をした場合、提出した日からの認定となりますので、その間の医療費については給付は行えないので申告が遅れないように十分気を付けてください。

給付・年金第二担当
TEL (088) 621-3176

退職手当について

1

退職手当 = 基本額（退職日給料月額×支給率） + 調整額

↑
退職事由別・勤続年数別支給割合 × 調整率

退職説明会

平成28年2月4日(木)・16日(火)
13:30~16:15
徳島県立総合教育センター

※退職事由と勤続期間に応じた支給率

勤続期間	退職事由			勤続期間	退職事由		
	自己都合	公務外傷病	応募・定年		自己都合	公務外傷病	応募・定年
20年	20.445	20.445	25.55625	33年	39.237	39.237	47.1105
21年	22.185	22.185	27.29625	34年	40.281	40.281	48.6765
22年	23.925	23.925	29.03625	35年	41.325	41.325	49.59
23年	25.665	25.665	30.77625	36年	42.369	42.369	49.59
24年	27.405	27.405	32.51625	37年	43.413	43.413	49.59
25年	29.145	29.145	34.5825	38年	44.457	44.457	49.59
26年	30.537	30.537	36.1485	39年	45.501	45.501	49.59
27年	31.929	31.929	37.7145	40年	46.545	46.545	49.59
28年	33.321	33.321	39.2805	41年	47.589	47.589	49.59
29年	34.713	34.713	40.8465	42年	48.633	48.633	49.59
30年	36.105	36.105	42.4125	43年	49.59	49.59	49.59
31年	37.149	37.149	43.9785	44年	49.59	49.59	49.59
32年	38.193	38.193	45.5445	45年	49.59	49.59	49.59

注)「公務外傷病」は、私傷病で共済組合法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病を理由に退職する場合をいいます。

2

調整額について

調整額が平成27年4月1日から改定されました！

各給料表の在職級、管理職手当、在職年数等に応じて調整区分により調整月額が決められ、平成8年4月1日以降で各月ごとに属していた調整額の区分に応じて定める額のうち額の多いものから60月分の合計額を算定します。

◎調整額区分表

調整区分 調整月額(円)	第1号 65,000	第2号 59,550	第3号 54,150	第4号 43,350	第5号 32,500	第6号 27,100	第7号 21,700
行政職	～ H18.3.31	11級	10級	9級	8級	7級	6級、5級、4級
	H18.4.1～	9級	8級	7級	6級	5級	4級、3級
研究職	給料表	5級	5級	5級	5級(左記以外)	4級	3級、2級
	役職加算						5
	管理職手当	1種	2種、3種	4種	左記以外		
医療職(二)	給料表		8級	7級	6級	5級(課長補佐)	5級(左記以外)、4級、3級
高等学校 教育職	給料表		4級	4級	4級(左記以外)、3級	3級(左記以外)、特2級、2級(在職30年以上)	2級(左記以外)、2級、1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15、10	10	10
	管理職手当		4種	4種、5種	6種		
小中学校 教育職	給料表		4級	4級	4級(左記以外)、3級	3級(左記以外)、特2級、2級(在職30年以上)	2級(左記以外)、2級、1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15、10	10	10
	管理職手当		4種	4種、5種	6種		
技能労務 職	～ H18.3.31					6級	5級、4級
	H18.4.1～					5級	4級

* すべての区分で勤続年数にかかわらず、すべての退職者を対象とします。

(改正前) 第7号区分は、勤続24年以下の場合は対象外。

退職手当簡易計算シートでどなたでも退職手当の試算ができるようになりました。

総合教育センター福利厚生ポータルサイト ID teacher
<http://health.tokushima-ec.ed.jp/> パスワード kokorook

平成26年度「短期人間ドック」の実施結果

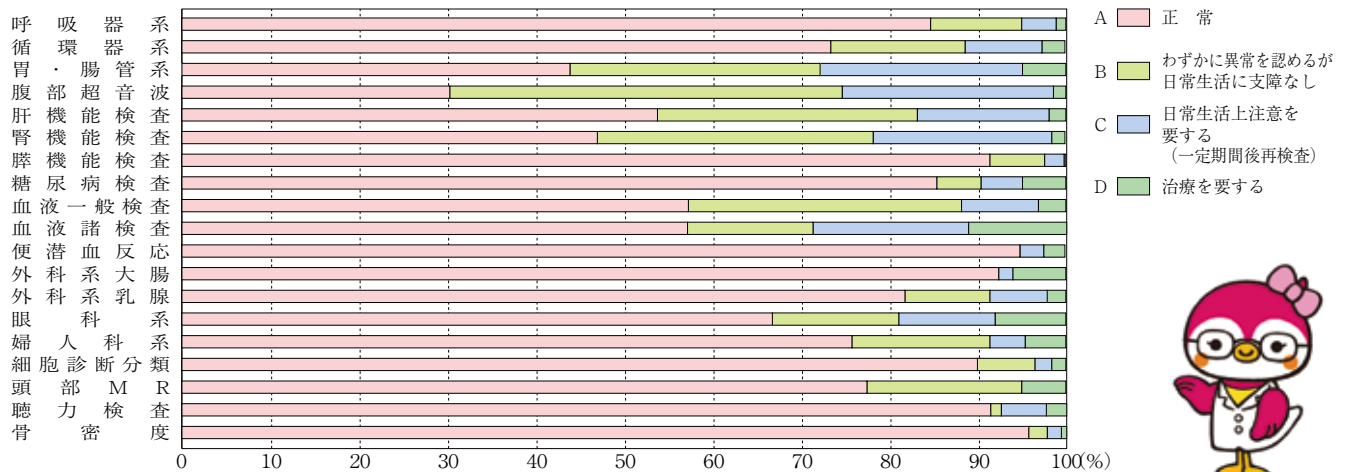
要医療
(C+D)
13.4%

ドックで早期発見・早期治療

平成26年度短期人間ドック事業・脳ドック事業の検診結果が、次のとおりまとまりましたのでお知らせします。健診結果には必ず目を通して、ご自身の健康状態を確認しましょう。異常がない場合でも、健診結果を保管して検査数値の推移を把握することで、病気の予防や健康の維持管理に活かすことができます。

短期人間ドック受診結果

検査項目の総合判定のうち、要精密検査C+治療を要するDは全体の13.4%となりました。検査項目別ワースト3は1位 血液諸検査、2位 胃・腸管系、3位 腹部超音波となっております。



平成26年度短期人間ドック成績集計表

検査区分	検査人員	A 正常		B わずかに異常を認めるが日常生活に支障なし		C 日常生活上注意を要する(一定期間後再検査)		D 治療を要する	
		人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%
呼 吸 器 系	4,434	3,756	84.7	456	10.3	174	3.9	48	1.1
循 環 器 系	4,444	3,264	73.4	677	15.2	386	8.7	117	2.6
胃 ・ 腸 管 系	4,320	1,895	43.9	1,224	28.3	988	22.9	213	4.9
腹 部 超 音 波	4,443	1,346	30.3	1,972	44.4	1,063	23.9	62	1.4
肝 機 能 検 査	4,449	2,395	53.8	1,309	29.4	662	14.9	83	1.9
腎 機 能 検 査	4,445	2,091	47.0	1,389	31.2	897	20.2	68	1.5
膀 胱 機 能 検 査	4,144	3,787	91.4	258	6.2	91	2.2	8	0.2
糖 尿 病 検 査	4,443	3,793	85.4	224	5.0	208	4.7	218	4.9
血 液 一 般 検 査	4,447	2,549	57.3	1,374	30.9	386	8.7	138	3.1
血 液 諸 検 査	4,380	2,506	57.2	620	14.2	770	17.6	484	11.1
便 潜 血 反 応	3,151	2,988	94.8	1	0.0	85	2.7	77	2.4
外 科 系 大 腸	1,119	1,034	92.4	0	0.0	18	1.6	67	6.0
外 科 系 乳 腺	2,652	2,170	81.8	254	9.6	172	6.5	56	2.1
眼 科 系	4,444	2,970	66.8	635	14.3	483	10.9	356	8.0
婦 人 科 系	1,438	1,090	75.8	224	15.6	58	4.0	66	4.6
細 胞 診 断 分 類	2,628	2,365	90.0	170	6.5	51	1.9	42	1.6
頭 部 M R	40	31	77.5	7	17.5	0	0.0	2	5.0
聴 力 検 査	4,450	4,070	91.5	54	1.2	225	5.1	101	2.3
骨 密 度	3,270	3,132	95.8	68	2.1	51	1.6	19	0.6
合 計	67,141	47,232	70.3	10,916	16.3	6,768	10.1	2,225	3.3

脳ドック受診結果

平成26年度脳ドック受診人数は、270名(対象は50歳以上)で、総合判定のうち、要精密検査Cは全体の5.9%で、要治療Dは全体の0.7%となっています。

検査区分	検査人員	A 正常		B わずかに異常を認めるが日常生活に支障なし		C 日常生活上注意を要する(一定期間後再検査)		D 治療を要する	
		人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%
脳 ド ッ ク M R	270	153	56.7	99	36.7	16	5.9	2	0.7

※要精密検査C+要治療Dの方は必ず医療機関で受診してください。

「データヘルス計画」の実施が始まりました

公立学校共済組合徳島支部における データヘルス計画の概要

1

メタボリックシンドローム
生活習慣病の増加

高齢化

増大化する医療費

国民の健康寿命の延伸、医療費等の抑制を図るための
「日本再興戦略」

全国的に公立学校教職員の在職者数は減少しているのに病気休職者は横ばい状態...

徳島支部の現状と健康課題

レセプトデータ分析結果からの 健康課題

- 支部男性の医療費は、「循環器系疾患」「呼吸器疾患」「新生物(がん等)」の順に高額
- 支部女性の医療費は、「新生物(がん等)」「呼吸器疾患」「循環器系疾患」の順に高額
- 共済組合全体と比べ、**支部男性は「血圧」「血糖」「脂質」**のリスクが高めであり、**支部女性は「脂質」**のリスクが高め
- 支部男性のがん医療費は「肺」「大腸」「肝臓」の順で、特に**肝がん**は共済組合全体の5倍、**肺がん**は2.3倍の高額
- 支部女性のがん医療費は「乳」「肺」「大腸」の順で、特に**肺がん**は共済組合全体の2.5倍の高額
- 肥満者のみならず、**非肥満者の健康リスク**も多く、何らかのアプローチが必要

現状

組合員は50歳代が最多で女性が6割

- ☆特定健康診査の受診率は目標値達成しているが、特定保健指導利用率は目標値よりかなり低い
- ☆健康管理事業(人間ドック、セミナー等)に重点を置き、一般事業の財源をスライドさせて事業実施
- ☆人間ドックのニーズが高く、H27年度から申込者全員が受診できるよう改善



2

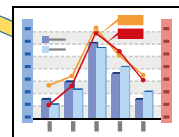
徳島支部計画(H27~H29)

保険者として計画策定

- ★すでに確立してきた事業に加え、徳島支部の特徴に特化した事業展開
- ★適切な予算シフト

ポイント

- ◎データヘルス計画の合理的、効率的な広報活動
- ◎徳島支部の健康課題に応じた健康管理事業を企画
- ◎事業主(県、市町村)、互助組合とも連携による財源の有効活用
- ◎受益者負担(自己負担)の見直しも視野に入れた事業の再構築



既存事業の充実・強化

- ★今回得られたデータ及び明らかになった健康課題について情報誌等で公表し啓発
- ★各種健康診断、人間ドックの受診を促進し、異常を早期発見
- ★特定健診・保健指導の積極的な広報活動による実施率向上

教育委員会等(事業主)と協働(コラボヘルス)

新たな取組

- ★給付金振込通知を活用したジェネリック医薬品の推進
- ★既に実施している健康づくり講座の一コマに支部の医療費の説明を加えた啓発

- 平成28年度以降
- がん予防を目的としたものや年代別、被扶養配偶者向けの健康づくり講座を新たに企画予防教育を強化
 - 健康食の試食などを取り入れた栄養教育を導入し食生活改善を動機付け
 - ウォーキングやジョギングなどの健康づくり講座で運動習慣を動機付け

実績を評価し、PDCAサイクルに基づき計画修正

計画の見直し



今後はデータヘルス計画に沿って、評価と改善を図りながら、より効率的・効果的な保健事業を実施していきます。



短期人間ドック・脳ドックの受診についてお願い

人間ドック受診により、病気の早期発見や予防につながりますので、必ず受診するようにしてください。また、受診できない場合は、必ず福利厚生課内 健康支援担当にご連絡をお願いします。
※胃カメラを希望される場合、検診機関によっては、希望に沿えないことがありますので、至急予約をお願いします。

健康支援担当 ☎088-621-3178



被扶養者の方へ 特定健康診査【受診券】の送付について

平成27年6月末に自宅へ送付しました。

特定健康診査とは…

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病や高血圧など自覚症状の少ない生活習慣病を調べる健診です。

該当する被扶養者（40歳以上75歳未満）の方には、6月末に「特定健康診査受診券」を自宅に送付しました。無料で受診できますので、是非ご利用ください。

有効期限 平成27年12月31日まで

（被扶養配偶者ドックを受診される方には「受診券」は送付していません。）

※**受診日に共済組合の被扶養者でない場合は**、受診券を持っていても共済組合の特定健康診査を受診できませんので、受診券を破棄してください。

組合員の方

定期健康診断・人間ドックを受診していただくことで、特定健康診査を受けたものとみなされます。

被扶養者の方

実施医療機関で受診券＋被扶養者証を提示し、12月31日までに受診してください。

※被扶養配偶者ドックを受診決定した場合、特定健康診査を受けたものとみなされますので、受診券の配布はありません。

★受診券が届いていない方、紛失された方はご連絡ください。

特定健康診査

以下の検査をします。

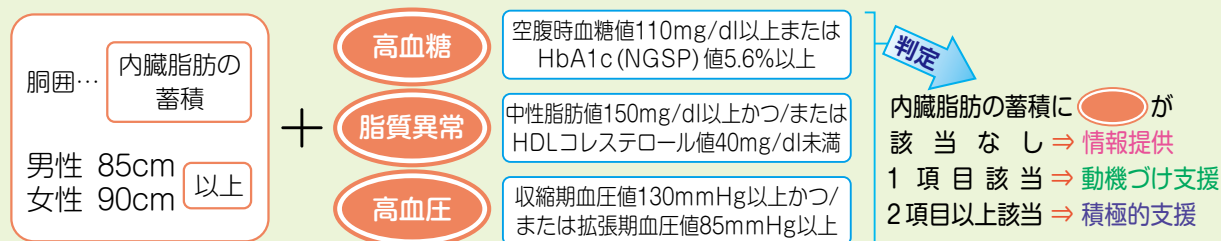
腹囲測定	内臓脂肪の蓄積状態を確認
身体計測	身長・体重から体格（BMI）を確認
検尿	糖尿病のリスク、腎臓の状態を確認
採血	高血糖・脂質異常・動脈硬化のリスク、肝臓の機能を確認
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧を確認
問診	健康状態・喫煙・服薬・既往歴等

※規定の項目以外を受けた場合は、自己負担をお願いします。

アルバイト・パート先の定期健康診断などを受診される方は、その結果をもって特定健康診査に代えることができます。この場合は、受診券に健診結果の写しを添えてご返送ください。結果に応じて特定保健指導が受けられる利用券を送付します。

特定保健指導とは…健康診断の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に該当する方又はその予備軍と判定された方のうち、生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）を実施します。特定保健指導の対象となった方には別途利用券をご自宅へ送付します。

メタボリックシンドロームの判定基準



※治療のため服薬している場合は「情報提供」となります

保健指導については、医療機関で受ける場合とは別に、**株式会社 全国訪問健康指導協会**と**株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア**に委託契約しています。職場やご自宅など、ご都合のよい場所に保健師等が出向き、個別訪問型の保健指導ができます。是非ご利用ください。自己負担なし「無料」で受けられます。

〈個人情報の取り扱いについて〉

結果データについては個人情報の保護に関する法律、公立学校共済組合個人情報保護方針、公立学校共済組合個人情報保護規定等により、確実な漏洩の防止等適切な管理が行われます。

～H27年度 相談事業をご利用ください！～

お問い合わせは…
福利厚生課
厚生健康担当まで
電話 088-621-3178

いきいきと働くためには、健康な心と体が必要です。
「疲れが翌日に残る」「眠りが浅い」「イライラする」といったサインを見逃さないようにしましょう。
サインを確認したら、早めに相談事業をご利用ください（相談者のプライバシーは厳守します。）

「まず予防 迷ったときの 相談事業」

利用できる方

公立学校、県教育委員会事務局、県立教育機関に勤務する県費負担教職員等（臨時職員を含む）※休職中でも利用できます。

● 教職員健康相談事業（保健師健康相談）

注意

面接については「職務に専念する義務の免除」扱いです。

相談員	相談方法	相談日時等	相談場所	申込方法
福利厚生課 保健師 ☎088-621-3178	面接 電話	第3木 16時～18時 月水金 13時～17時	県庁6階 職員健康相談室 (水産課向い)	要予約 2日前までに電話等

こんなことを ご相談ください

- ・疲労や睡眠に関すること
- ・不調をきたした部下や同僚への対応に関すること
- ・女性特有の健康に関すること
- ・ストレスや心の健康づくりに関すること
- ・病気の予防や健康の保持増進に関すること
- ・家族の看護や介護に関すること

● 教職員相談事業（メンタルヘルス・カウンセリング）

注意

申込時に「教職員相談事業」での利用であることをお伝えください。
無料相談は年度内5回までで、治療ルートにのるまでを「相談」とします。
弁護士業務に係る場合や治療（投薬・心理療法等）を受ける場合は、費用が必要です。
医療機関で相談する場合は、共済組合員証（保険証）をご持参ください。
相談方法、時間制限は必ず守ってください。
勤務中の利用については、休暇を取ってください。



専門相談員	相談場所	相談日時等	相談方法	申込方法
弁護士 松尾 泰三	ひまわり法律事務所 徳島市東新町2-9-1 こばんやビル2F ☎088-655-0007	月～金 9時～18時	面接 電話 文書	要予約
精神科医 元木 啓二	新町診療所 徳島市中徳島町2丁目100 ☎088-625-7556	月火水金 9時30分～18時30分 (13時から14時除く) 土 9時30分～13時	面接	要予約
精神科医 石元 康仁	徳島県精神保健福祉センター 徳島市新蔵町3-80 ☎088-625-0610	第2・4 13時～17時 水曜日	面接	要予約
精神科医 白石 公	公立学校共済四国中央病院 四国中央市川之江町2233 ☎0896-58-3515	火水金 9時～17時 (予約は健康管理係へ)	面接	要予約
精神科医 土井 章良	川村医院 名西郡石井町浦庄上浦154-4 ☎088-674-0120	月火水金土 9時～13時 15時～18時	面接 電話	要予約
精神科医 鬼原 治良	あいざと山川クリニック 吉野川市山川町前川200-2 ☎0883-42-8811	月水金 9時30分～12時30分 土(第1・3・5) 14時30分～17時(土除く) (受付は9～12時、14～16時)	面接	要予約
精神科医 宮内和瑞子	宮内クリニック 徳島市名東町2丁目659 ☎088-633-5535	月水金 9時30分～17時 土 9時30分～12時 (受付は8時30分～)	面接	受付順
精神科医 枝川 浩二	枝川クリニック 徳島市大和町2丁目3-51 ☎088-653-1131	月火水金 9時～13時 14時30分～18時 土 9時～13時	面接 電話	予約可
精神科医 後藤 宏樹	けんなんメンタルクリニック 阿南市日開野町筒路15-1 阿南開発ビル5F ☎0884-23-6522	月火水 9時30分～12時30分 金土 14時～18時	面接 電話	予約可
臨床心理士 川瀬公美子	メンタルサポートオフィスーひといきー 徳島市東新町2-20-204 ☎088-652-2292	電話予約で相談のうえ日時決定。 予約時、すぐに対応できないときは 留守番電話で受付。	面接 電話	要予約
臨床心理士 産業カウンセラー 川上 晃代	Mental Health & Human Support With You 徳島市蔵本町2-30-1 パティオ蔵本3F ☎・FAX 088-633-5689	月火 18時～21時 土日 13時～19時 予約電話は月～金(10時～17時)。メール予約も可。 (メールアドレスwith-you-2008@sings.jpへ、件名「教職員相談事業」で)。	面接	要予約
言語聴覚士 産業カウンセラー 野津 敬	とくしまランゲージ・ラボ 小松島市中田町出口50-1 ☎0885-32-4480	土 15時～18時 日・祭 10時～18時 予約電話は19時～20時30分。メール予約も可。 (メールアドレスnozu@xjr.biglobe.ne.jpへ、件名「教職員相談事業」で)。	面接	要予約

※国民の祝日・休日・年末年始は除きます。

考えていますか？セカンドライフのこと

教職員生涯生活設計支援セミナー

日本は世界有数の長寿国で、少子高齢化社会を迎えています。年金や医療保険等の社会保障制度が改正されていく中、教職員が自らの生涯生活設計を確立し、健康で生きがいのある豊かな生活を実現するために、早くから生活設計を立てることはとても大切です。退職後の20数年をどのように暮らしますか？福利厚生課では、皆さんのこれからの人生をより安定・充実させるために、生涯生活設計支援セミナーを開催しています。

ミドルライフプランセミナー

出席者：40歳代教職員 16名

日 時：平成27年8月18日 13:30～16:00

場 所：徳島県庁会議室

内 容：講義等

- ①「今から始める自己健康管理」
- ②「今こそ設計、あなたのライフプラン
～ゆとりあるセカンドライフのために～」

リタイアメントセミナーⅠ

出席者：50歳代以上教職員 100名

日 時：平成27年8月5日 13:30～16:00

平成27年8月19日 13:30～16:00

場 所：徳島県庁講堂

内 容：講義等

- ①教員OBインタビュー
「私のセカンドライフ」
- ②「今こそ設計、あなたのライフプラン
～ゆとりあるセカンドライフのために～」

受講者の声

- ・ライフプランについて具体的な話が聞けて、自分を見つめなおす良い機会になった。
- ・教員OBの生の声を聞いて、可能性が広がって良かった。
- ・生きがいをもつ、仲間づくりをするということが大切だとわかった。



告知

リタイアメントセミナーⅡ

平成28年2月4日(木)、16日(火) 10:00～12:00 徳島県立総合教育センター

※お申し込み方法等詳細は12月発送の文書で御確認ください。

なお、午後には退職手続き説明会があります。



職場で取り組む健康づくり 出前講座

厚生健康担当

メンタルヘルス対策の出前講座に加え、今年度は新たに生活習慣病対策の出前講座を実施しています。

こころやからだのSOSをなおざりにしていると、病気に移行してしまいます。病気になるためには、日々の予防に心がけ、不調に気づき、早い時期に対処することが肝心です。

出前講座を活用し、職場ぐるみで健康への関心を高め、ひとりひとりが正しい知識に基づいた生活習慣がとれるようにしましょう。

	こころ (メンタルヘルス対策) 教職員相談事業出前講座	からだ (生活習慣病対策) 教職員健康管理支援事業出前講座
開催時期	7月から1月まで	8月から12月まで
申 込 校	21校(小中高、支援学校)	7校(県立学校)
講 師	臨床心理士 川瀬公美子先生 福利厚生課保健師及び安全衛生担当職員	福利厚生課保健師及び公立学校共済組合徳島支部の 健康支援担当
内 容	ストレス対処法の講義やメンタルヘルスチェックやリラクゼーションの実技、職場環境についてのグループワークなど	生活習慣病やがんを予防する方法、健診結果の見方などについての講義や生活改善目標の設定など

出前講座は例年5月頃の募集です！

共済組合のセミナーに参加して

公立学校共済組合徳島支部では、健康づくり事業として、各種セミナーを夏休み期間中に開催しました。参加された組合員の声を掲載させていただきました。

肩こり・腰痛予防セミナー

(非常に人気があるセミナーで身体も心もリフレッシュ間違いなし)

講義とともに、予防・解消に効果的な運動の実践を内容とするセミナーを組合員の健康保持増進を図ることを目的として、7月29日にザ・グランドパレス徳島で開催しました。(申込者138名 受講者78名)

講師 徳島文理大学 保健福祉学部 理学療法学科 教授 鷺 春夫 氏

受講者の声

- ・周りの人(職場・家族)にも伝えたい。
- ・日々の生活の中でも意識して続けたい。
- ・目からウロコです。どのストレッチも即、効果有ります。

メンタルヘルスセルフマネジメントセミナー

(自分の心を見つめ直すのにピッタリなセミナーです)

自分自身がストレスの存在に気づき、それに対応するための知識と方法を身につけることを目的として、8月6日及び7日にセミナーを開催しました。

8月6日 (受講者60名)

場所 パークウエストン

講演 「笑いヨガ」

講師 中瀬医院
院長 中瀬 勝則 氏

受講者の声

- ・これから、家でもぜひ笑ってみます。楽しかったです。心から。
- ・体を使うヨガと違って心が軽くなった。幸せな気持ちになれました。
- ・これからの人生に役立てたい。笑って、笑ってがんばります。

8月7日 (受講者46名)

場所 ザ・グランドパレス徳島

講演 「職場を生き抜くストレスマネジメント」

講師 公立学校共済組合北陸中央病院
メンタルヘルス担当 池田 英二 氏

受講者の声

- ・私自身のストレスチェックもできまし、対処法も学べた。
- ・職場を風とおしよくしたい。
- ・仕事は、一人で抱え込まずに。

平成27年度 教育委員会事務局職員等

ボウリング大会

7月4日(土)に、スエヒロボウルにおいて開催。今年でこの大会も第8回を迎えました。入賞されたチームの皆さん、おめでとうございます。



優勝
おめでとうございます!

優勝
学校政策課・
特別支援教育課
チーム



準優勝
人権教育課
チーム



第3位
教職員課
チーム



テニスと共に

テニス部の顧問をして今年で24年目になる。中でも一番長かったのが前任の城南高校での14年間だ。城南赴任時は部員は多いが県大会で勝てていない部だった。当時中高交流から高校へ復帰した私は、早く勝たせたくてがむしゃらに生徒たちと練習した。「先生が一番多く練習したでしょう」と卒業生に今も言われるくらいだ。1年目の部員数は激減したが、彼らが現城南テニス部への流れを作ってくれた。以後も選手たちに恵まれ、前任中には全国ベスト16に4回・県高校総体11連覇・四国総体優勝3回・県選抜大会優勝11回・四国選抜大会優勝3回等を果たしてくれた。その中でも特に印象に残っているのが最初の県総体優勝学年だ。当時の諸事情で朝練ができなくなったので、その代わりに毎朝7時から物理実験室で朝勉強をやった。冬でも真っ暗な中、全員遅刻もせず来て黙々と勉強し



た。県総体で彼らは集中力を切らすことなく接戦を制して優勝し、更には部員8名中7名が大阪・岡山・徳島大学への国公立大学進学を果たした。これが以後12年間朝勉強を続けるきっかけだった。その頃から私の練習計画などが生徒目線に近づき、勉強との両立がしやすいように試験までの計画をより綿密にたてるようになった。「卒業後にはテニス以外の道でもトップを目指せる人間になろう」それをテニス部での目標にした。卒業生はよくついてきてくれたと今でも思う。

これまでの数多くの全国・四国大会参加を含め、その間知り合った方々の素晴らしい考え方や実践方法から様々な勉強をさせていただいた。現在は富岡西高校2年目で部員はまだまだ少ないがまた一緒に汗を流している。次の目標に向け、心新たに頑張っていきたいと思う。

★次は、富岡西高校でお世話になっている島富義之先生をお願いします。



徳島県教職員体育大会

9月13日(日)、平成27年度徳島県教職員(県立学校・市立高等学校等)体育大会県大会をバレーボールと卓球は徳島市立高等学校、ソフトボールは吉野川南岸グラウンドにおいて開催しました。試合の結果は、次のとおりです。

バレーボール

優勝 徳島科学技術高等学校

準優勝
徳島北高等学校
第3位
小松島西高等学校
富岡東高等学校



ソフトボール

優勝 板野支援学校

準優勝
国府支援学校
第3位
徳島科学技術高等学校



卓球

優勝 板野支援学校

準優勝
鴨島支援学校
第3位
城ノ内高等学校
ひのみね支援学校



ソフトテニス

優勝 徳島科学技術高等学校

(不戦勝により)

大会開催にあたり、県大会の会場運営をいただきました徳島市立高等学校、ブロック大会の会場運営をいただいた各幹事校、そして、各競技参加校の選手並びに応援の皆様、御支援・御協力をいただき、誠にありがとうございました。

暑い中、大変お疲れさまでした。

平成26年度 決算の概要

(一財) 徳島県教職員互助組合

一般財団法人徳島県教職員互助組合の平成26年度決算が、6月に開催された理事会・評議員会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

● 組合員数等

平成26年度末の組合員数は、7,816人で前年度に比べ122人減少しました。



● 収支状況（全会計）

(単位：円)

平成26年度 当期収入額	平成26年度 当期支出額	平成26年度 当期収支差額	平成25年度繰越額 前期繰越収支差額	平成27年度繰越額 次期繰越収支差額
307,270,877	236,671,123	70,599,754	17,208,152	87,807,906

● 正味財産増減状況（全会計）

(単位：円)

平成25年度 正味財産期末残高	平成26年度 当期増加額	平成26年度 当期減少額	平成26年度 正味財産増減額	平成26年度 正味財産期末残高
377,311,308	221,470,805	179,321,556	42,149,249	419,460,557

● 会計別内容

掛金などの収入221,470,805円と前期繰越収支差額（いわゆる繰越金）17,208,152円をもとに次の各事業を行いました。

● 実施事業等会計

この会計では、ニューイヤーコンサートや教育文化の振興に関する事業助成など公益文化事業を次表のとおり行いました。

なお、実施事業とは、公益目的支出計画に沿って行われる事業（いわゆる公益事業）のことを言います。

(単位：円)

事業名	執行額(※)	給付件数等	備考
公益文化事業	9,545,802	—	
(事業費)	1,296,991	—	ニューイヤーコンサート
(助成金)	8,248,811	59校、7団体	教育文化の振興に関する事業助成 7,028,811円
		16団体	教育文化講演会 1,220,000円

※その事業に関係する科目（旅費交通費、諸謝金等）を含む

● その他会計

① 給付事業

この事業では、公立学校共済組合が実施している給付事業の補完的の事業として組合員とその被扶養者に対し次表のとおり給付事業を行いました。

(単位：円)

事業名	執行額	給付件数等
医療費	33,815,100	15,141件
(組合員医療費)	25,292,100	11,355件
(家族医療費)	8,523,000	3,786件
入院給付金	2,787,600	366件
(組合員入院給付金)	2,787,600	366件
(家族入院給付金)	0	0件
傷病手当金	2,280,000	114件
休業手当金	2,506,680	23件
出産祝(見舞)金	7,680,000	256件
(組合員出産祝(見舞)金)	4,620,000	154件
(家族出産祝(見舞)金)	3,060,000	102件
育児休業給付金	0	0件
育児休業支援金	20,600,000	1,030件
結婚祝金	3,720,000	124件
ライフプラン推進助成金	50,000	1件
組合員死亡弔慰金	1,500,000	3件
遺児育英金	1,000,000	2件
合計	75,939,380	

② 保健事業

この事業では、カフェテリアプラン助成金や人間ドック負担金などの事業を次表のとおり行いました。

(単位：円)

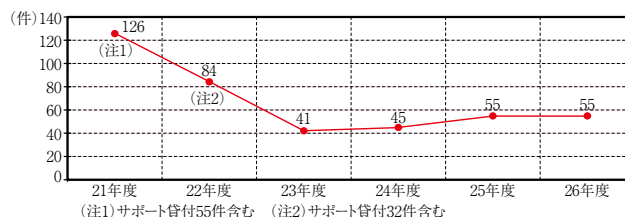
事業名	執行額	給付件数等	備考
カフェテリアプラン助成金	74,249,800	7,467件	
普及活動費	1,801,308	—	
(福利厚生とくしま)	426,300	—	
(教育関係団体)	600,000	—	
(福利厚生のしおり)	775,008	—	隔年発行(今年度発行)
人間ドック負担金	2,998,800	140人	
(県費教職員)	2,998,800	140人	
合計	79,049,908		

③ 貸付事業

この事業では、組合員の臨時的支出に対する貸付を行っています。今年度の新規貸付は55件、62,950,000円でした。

年度	件数(件)	金額(円)	年度	件数(件)	金額(円)
21	464	263,057,892	24	387	234,654,814
22	476	271,602,700	25	384	230,228,394
23	420	247,511,315	26	372	204,111,843

貸付状況



● 法人会計

この会計では、法人運営にかかる管理費等を扱います。

互助組合のホームページ、ぜひご活用ください！

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。

ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>

(「徳島県教職員互助組合」で検索してもできます。)

婚活に興味のある方必見

徳島県教職員互助組合は、徳島県企業・団体婚活支援ネットワークに参加しています。互助組合員の方であればネットワーク主催の、企業や団体にお勤めの方を対象とした独身者交流パーティに参加することができます。



徳島県企業・団体婚活支援ネットワークとは…

徳島県が、各企業・団体間の未婚の男女の出会いの場を提供し婚活を支援する事業（「徳島県企業・団体婚活支援ネットワーク推進事業」）を実施するにあたり、「企業・団体婚活支援ネットワークセンター」を設置（株とさわに運営を委託）し、企業・団体を通して、働く独身男女の皆様に婚活イベント情報を提供しています。

どんなイベントがある？

独身者交流パーティーに参加したい！

ネットワークのホームページ・参加申込はこちら→ <http://tokukon-net.com/>
※イベント参加希望者は直接、ネットワークのホームページから申込を行ってください。
（所属・互助組合等には連絡の必要はありません。）
※申込には当組合に割り当てられたパスワードが必要です。
パスワード 「toku14」



参加資格 ・独身であること ・互助組合に加入していること

★イベント参加時は資格確認のため、公立学校共済組合員証（保険証）をご持参ください。

互助組合の公益文化事業について

教育文化の振興に関する次の事業に関し、公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を対象に、予算の範囲内で助成金の交付をしています。

平成28年度の事業については、平成27年10月末頃に募集要領の通知をし、募集は平成27年12月に行う予定です。

助成対象事業 ※助成は、1校につき1事業となります。

- ① 特別支援学校支援事業（1校当たり15万円を限度として助成。）
- ② 特別支援学級支援事業（1校当たり5万円を限度として助成。）
- ③ へき地学校支援事業（1校当たり5万円を限度として助成。）
- ④ 定時制・通信制高等学校支援事業（1校当たり5万円を限度として助成。）
- ⑤ 芸術文化奨励助成事業（1校当たり10万円を限度として助成。）

助成対象経費

校外学習等のバス借り上げ費用、講演会等の講師招聘費用及び会場使用料、生徒・教員等の各種大会遠征費用及び参加費用、印刷製本費等。

○お問い合わせ先／厚生健康担当 ☎088-621-3178

平成27年度互助組合の福利厚生事業についてお知らせ

カフェテリアプラン助成事業……助成額：上限10,000円

**今年度も
実施します**

平成26年度に試験的に実施した未利用者への商品選択メニューの提供について、今年度も実施します！
詳しくは別に通知いたします。

平成25年度から様式が変わっていますのでご注意ください。旧様式や当組合から配布したものでない様式（生年月日の欄がない様式）はご使用にならないようお願いいたします。

実施要領や様式は3月末に所属に配布しております、「平成27年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載しています。

カフェテリアプラン助成対象一覧表

項目	項目	事業（メニュー）内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの（例）	助成対象でないもの（例）
自己啓発	1	自己啓発のための講座（通信講座）を受講した。	組合員	講座の受講料（通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む）	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室 等	公務で受講したもの テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学（通信・夜間・放送大学も含む）で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学科、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得（卒業）を目的とした修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料（講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む） 受験料 免許更新費用（自動車運転免許以外）	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任責任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士 等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
	3	自己啓発用の書籍を購入した。		自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍購入費（領収書に書籍のジャンル等が記載されていない場合、支払内容を明記してください）	漫画・週刊誌・住宅地図・カレンダー・ポスター・電子手帳・送料 等 図書カード・商品券・ポイントで購入した分
健康維持	4	人間ドックを受診した。	組合員	保険診療外のドック費用	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	保険診療分の検査費用
		インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。		インフルエンザ予防接種費用（予防接種名の記入）	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用
	5	インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を購入した。		インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸（殺菌・消毒作用が明記されたもの）	ウエットティッシュ全般 風邪薬やのどに薬を噴射するものなど、予防でないもの
		健康管理施設やスポーツ施設を利用した。		各種スポーツ施設会費・利用料	ゴルフ・ボーリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング等	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料金のうち飲食料・入浴のみの施設
介護・育児	6	各種スポーツ大会に参加した。	組合員又は2親等内の親族	各種スポーツ大会参加料	大会の参加料	（大会終了後に申請書を提出してください）
		スポーツ教室を受講した。		各種スポーツ教室受講料	スポーツ教室の受講料	スポーツ用品・健康器具
	7	介護・看護等でヘルパーやデイスサービスを利用した。		介護保険適用外の介護ヘルパー・デイスサービス代	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料
	8	保育所（園）・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。		一時保育・ベビーシッター代	一時保育代	保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品（車椅子、ベーカー、チャイルドシート等物品全般）
地域社会活動・文化芸術活動	9	ボランティア活動に参加した。	組合員	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動（承認書類の写しの添付が必要です）	
		芸術・文化鑑賞をした。スポーツ観戦をした。アミューズメント施設を利用した。		入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料 等	
	10	芸術・文化鑑賞のためのCDやDVDを購入した。		芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD(BD)の購入費用	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料
		展覧会などに出席した。囲碁等の大会に参加した。		大会参加料（出展料）	大会参加料（出展料）	応募にかかる郵送料 材料・運搬費・交通費 公務での出展
教員免許の更新	11	旅行をした。（公務出張等に係る旅行は除く）	組合員又は組合員と被扶養者	宿泊を伴った旅行・日帰り旅行・交通経費・宿泊代・高速代	宿泊費・飛行機代・バス代	ガソリン代・駐車料金・旅行券等・飲食代・入浴のみの施設・岩盤浴・エステ・サウナ・あんま・マッサージ等 被扶養者のみの旅行
		教員免許を更新した。		払込受領証 大学が発行する領収証		

* 自己啓発用書籍の領収書について、助成対象と推測される書籍のジャンルが記載されている場合（手書き不可）は書籍名を記入しなくてもよいこととしました。

（例）教育、文学、医学、文庫 など

※ジャンルが例のとおりであっても書籍名が記載されていて、明らかに助成対象外であると推測される場合はお尋ねすることがあります。

※ジャンルが「雑誌」の場合で、週刊誌やファッション誌などは助成対象外となることがありますので書名の記載をお願いします。



マジックキングダムクラブ通信 2015秋冬

互助組合員の皆様、もうマジックキングダムクラブメンバーシップカードはお持ちですか？

まだという方、お申し込みは簡単です。3月末に所属に配布しております、「平成27年度における保健事業等の実施について」の31ページや、互助組合ホームページの様式集のページにカードの交付申請書の様式がありますので、記入して互助組合事務局までFAXか郵送でお送りください。

FAX番号：088-621-2893 ※できるだけ所属でまとめてお申し込みください。

メンバーになると…①**①デパスポート割引**、②**②ホテルの特別割引**、③**③パーク内対象店舗での特別割引**が受けられます！！この機会に是非、お申し込みください。

なお、2016年3月末をもちましてこのマジックキングダムクラブは終了することが決まっておりますのでご了承ください。

※平成25年度と26年度にマジックキングダムクラブメンバーシップカードを申請された方、お手持ちのカードの有効期限は2015年3月末日までとなっております。更新をご希望の方は、お手数ですが改めて新規お申し込みと同様の手続きをさせていただきますようお願いいたします。

※更新の方は、新しいカードが届いたら有効期限が2015年3月末のカードは破棄してください。

※紛失されたなど再発行をご希望の場合は交付申請書の太枠内と備考欄に「再発行希望」とご記入のうえ、互助組合事務局へFAXか郵送してください。

《開催中・これからのイベント情報》



東京ディズニーランド



東京ディズニーランド・ニューアトラクション

ステッチ・エンカウンター 7月17日(金) オープン!

ディズニー映画『リロ&スティッチ』をテーマにしたシアタータイプのアトラクションがトゥモローランドにオープン！いたずら好きのスティッチと、ユーキアたっぷりのおしゃべりを楽しんでね。

東京ディズニーシー

NEW!! 東京ディズニーシー・スペシャルプログラム

ジャーニー・ウィズ・ダッフィー

Your Friend Forever

7月3日(金)~2016年3月18日(金)

東京ディズニーシーにダッフィーが登場して10年。ダッフィーとのこれまでをふり振り返り、さらに絆を深めるスペシャルなプログラム。あなたのダッフィーといっしょにすてきなひとときを過ごしてね。

NEW!! 東京ディズニーシー・スペシャルイベント

クリスマス・ウィッシュ 11月9日(月)～12月25日(金)

メディテレーニアンハーバーでディズニーの仲間たちと新しいショーを楽しんだり、夜には水上のクリスマスツリーに光が灯る幻想的なショーやイルミネーションに心をときめかせる…。たくさんの願いにあふれた、ロマンティックな海のクリスマスが待っています。



一般財団法人徳島県教職員互助組合主催の公益事業

ニューイヤークンサート



1. 日 時：平成28年1月31日（日）
13：30開演（予定）
2. 場 所：あわぎんホール
3. 指揮者：秋山和慶
4. 演 奏：とくしま記念オーケストラ
5. 演奏曲目
モーツァルト／「フィガロの結婚」序曲
ヨハン・シュトラウスⅡ世／美しく青きドナウ 等
6. 対象者：小・中・高校生及び一般
7. 入場料：無料 ※申し込み方法は、後日、ご案内します。
- 

災害貸付について

水震火災その他の非常災害により、災害を受けた場合、災害貸付として年利2.28%で貸付を受けることができます。

車・家電等が災害を受け、貸付を申込みされる場合は、貸付申込書・貸付借用証書・個人情報に関する同意書・借入状況等報告書の上に、市町村・警察署・消防署等が発行する**被災証明書**（被害の内容が明記されているもの）が必要となります。

住宅災害貸付の場合は、先の書類の上に、福利厚生のおしりのP75～P76の添付書類が必要となります。

なお、住宅災害貸付の場合、組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により、**5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合が対象となります。**

詳しくは、福利厚生課 健康支援・貸付担当までお問い合わせください。

健康支援・貸付担当 ☎088-621-3177

公立学校共済組合徳島支部で保有する個人情報の利用目的

徳島支部が行う地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく事業を実施するに当たり、徳島支部が組合員等から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。

資格関係

- 組合員及びその被扶養者の資格取得、掛金等の管理に係る事務
- 任意継続組合員の資格及び掛金等の管理に係る事務
- 国民年金第3号被保険者に関する届出に係る事務

短期給付関係

- 法定給付及び附加給付の裁定の実施に係る事務
- 医療費通知（組合員、被扶養者を合わせた）の実施に係る事務
- 第三者行為に係る医療費の損害保険会社への求償に係る事務
- 公務災害に係る医療費の地方公務員災害補償基金への求償に係る事務
- ジェネリック医薬品軽減額通知

長期給付関係

- 年金額決定に係る事前書類整備等に係る事務
- 退職一時金等支給状況の確認に係る事務
- 年金額算定の基礎となる給料等記録簿等作成に係る事務

保健福祉事業関係

- 特定健康診査等事業に係る事務
- 人間ドック等健診事業の実施、運営に係る事務
- データヘルス計画に係る事務
- 健康等に係る講座の実施に係る事務
- 保健福祉事業の各種給付、補助金の交付、資料配付の実施に係る事務
- 福祉保険制度又はアイリスプランに係る事務

貸付関係

- 申込みに係る書類の審査及び決定に関する事務
- 貸付金の管理及び償還に係る事務
- 貸付保険事故の保険金請求に係る事務
- 団体信用生命保険の加入、脱退、請求等に係る事務
- 債務返済支援保険の加入、脱退、請求等に係る事務
- 抵当権抹消に係る事務
- 民事再生、破産手続に係る事務

前述に付随する事務

その他事業を実施するために必要な事務

個人情報の提供

徳島支部では、従来から組合員の便宜を図るために、関係機関へ個人情報を提供しています。

- やまもも通帳発行事務に係る金融機関への情報の提供
- 一般財団法人徳島県教職員互助組合の事業実施に必要な情報の提供
- 日本年金機構への組合員等の資格関係に係る情報の提供